

「台風時の取り扱い」について（お願い）

◇本校では台風時の取り扱いを次のようにいたします。

1 「暴風警報」が発令された場合は、臨時休業です。

- (1) 朝から「暴風警報」が発令されている場合 → 臨時休業です。登校させないでください。
- (2) 登校した後「暴風警報」が発令された場合 → 安全確保を図りながら速やかに下校させます。

2 「暴風警報」が解除になったときは？

- (1) 12時を過ぎて解除になった場合 → そのまま臨時休業です。登校させないでください。
- (2) 12時までに解除になった場合 → 安全の確保を図りながら登校します。
但し本校では下記のように対応します。
 - ① 10時までに解除になった場合
※ 給食はありません。午後1時を目途に授業を終え下校させます。
※ 下校時間が通常より早くなることをご了解下さい。（給食がないため）
 - ② 10時以降、12時までに解除になった場合
※ 給食はありません。家庭で昼食をとり、午後1時までに登校します。
※ 午後の授業を行い下校は通常通りです。

3 「暴風警報」の発令は、どうしたらわかる？

- (1) 「暴風警報」の発令は、テレビやラジオ等で報道します。
- (2) 本県では、マスコミ、気象台の協力で「警報発令」後に「臨時休業」のお知らせを流します。
臨時休業かどうかはテレビやラジオの情報で確認して下さい。
- (3) 臨時休業のテロップは暴風警報発令より遅れることがあります。
暴風警報が発令されたら「臨時休業のお知らせ」が流れなくてもお休みです。
- (4) その他
 - ①「暴風警報」は台風の暴風域に入っていなくても出されます。
また暴風域をぬけてもすぐには解除にならないこともあります。
 - ②「暴風警報」が解除になる時刻によっては、「各学校の判断で・・・」と放送されることがあります。
その場合は上記2（「暴風警報」が解除になったときは？）を参考にしてください。

4 お願い！

- (1) このお知らせは、目立つところに貼り、 台風の時に利用してください。
- (2) 臨時休業確認の電話はご遠慮下さるようご協力をお願いします。
（台風接近時は、朝から学校や教育委員会、放送局への問い合わせの電話が多く関係機関との緊急連絡ができない状況が発生します。）
- (3) 台風で休業の場合は、自宅で学習をさせてください。決して外で遊ばないようにしてください。
臨時休業の場合、部活動も中止になります。